

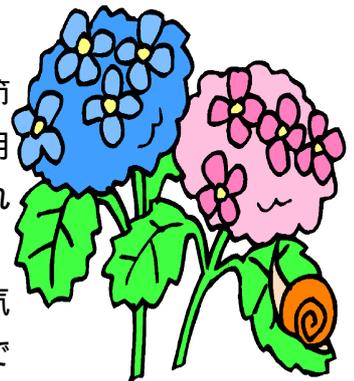
ハイライト:

- ・復興特別法人税が創設され、平成24年4月1日から施行されます！
- ・法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いが変わります！
- ・労働保険料等の口座振替納付ができます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
「復興特別法人税」について	1
法人が支払う「がん保険」の保険料の取扱いについての改正	2
労働保険料の年度更新と口座振替納付について	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第50号では、平成24年4月1日から適用されている「復興特別法人税」、そして4月に改正された「がん保険」の取扱い等を取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPの最新情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

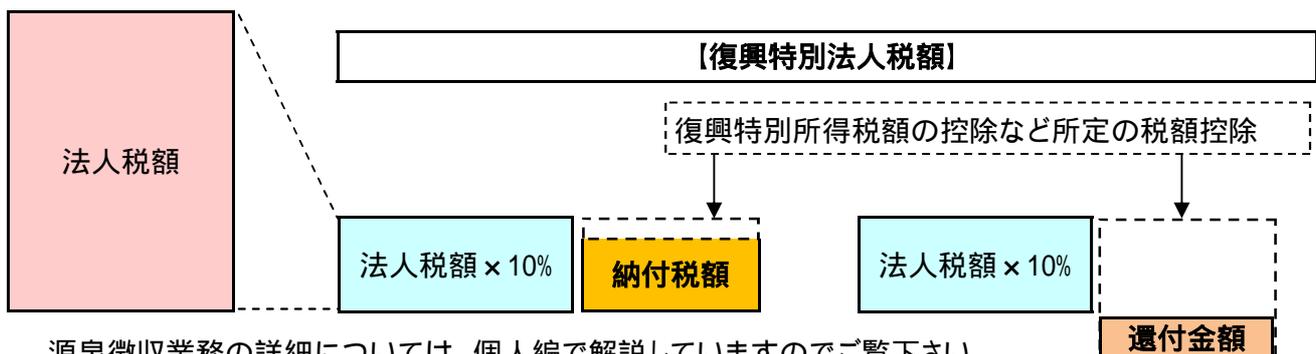
「復興特別法人税」について

2011年12月発行のたっくすニュースフラッシュ第48号(法人様向け)で、「財源確保法」について簡単にご説明いたしましたが、いよいよ平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。東日本大震災からの復興財源を確保するため、すべての法人に法人税額の10%が「復興特別法人税」として課税され、法人税と同じ時期に申告・納付することとされています。

利子などの一定の所得に課された復興特別所得税(注1)の額などがある場合には、復興特別法人税額より所定の金額を控除した後の金額を納付します。復興特別法人税から、控除しきれない復興特別所得税がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができます。復興特別所得税の額を通常の法人税の額から控除することはできません。

復興特別法人税は、国税のみのため、地方税である法人住民税及び法人事業税は従来通りで変わりはありません。

(注1)復興特別所得税：利子や報酬等のすべての所得税額に対して、平成25年1月1日～平成49年12月31日の25年間、2.1%が上乗せされます。復興特別所得税は所得税と一緒に源泉徴収されます。例えば、利息については、国税15%×102.1%=15.315%、地方税5%の合計20.315%が課税されることになります。

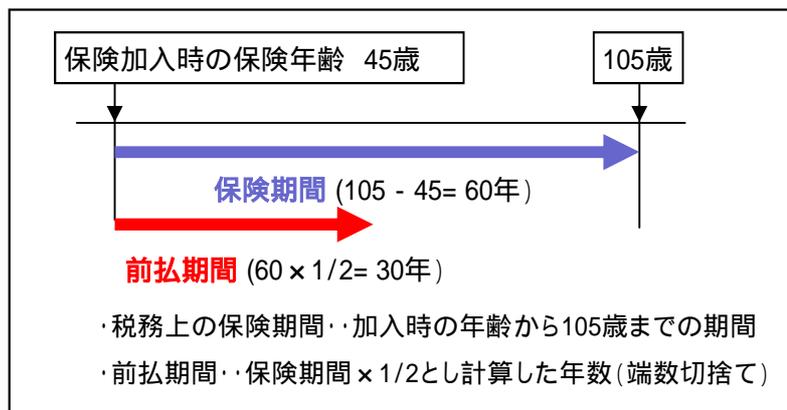


源泉徴収業務の詳細については、個人編で解説していますのでご覧下さい。

法人が支払う「がん保険」の保険料の取扱いについての改正

節税対策や退職金の手当等の理由から、法人が契約者となり、役員又は使用人(これらの者の親族を含む)を被保険者として積み立て型の「がん保険」に加入している場合があります。

平成24年4月27日、国税庁より『法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて』が公表されました。これにより、**平成24年4月27日以後に契約するがん保険(終身保障タイプ)については、従来と税務上の取扱いが変更になりますので、注意が必要です。**従来は、「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料については、保険料払込のつど、全額を損金に算入することができました。しかし、今回の改正で、解約返戻金のある一部のがん保険の保険料については、支払保険料の1/2を前払相当分として資産計上し、残りを損金に算入することとされました。よって節税効果としては半減することになります。平成24年4月26日までに契約されているものについては、従来通りの取扱いです。



(1) 契約日が平成24年4月26日以前
保険料払込のつど、全額を損金に算入

(2) 契約日が平成24年4月27日以降
【前払期間中の処理】

支払保険料 100 / 現預金 200
前払費用 100
(200 × 1/2 = 100)

【前払期間経過後の処理】

支払保険料 300 / 現預金 200
前払費用 100

前払費用 100 × 30年 = 3,000

$3,000 \times 1 / (105 - (45 + 30)) = 100$

資産計上の累計額 ÷ (105 - 前払期間経過年数) = 損金算入額(年額)



ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

労働保険料の年度更新と口座振替納付について

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、前年度の保険料の精算と新年度の保険料の概算払いを行うための手続きを、毎年6月1日から7月10日までの間に行います。これを「年度更新」の手続きといいます。手続きが遅れた場合、追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)が課されることがあります。

今回の年度更新手続きから口座振替による保険料の納付を行うことができるようになっていきます。口座振替納付には、事前の申し込みが必要です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替申込み締切日(金融機関窓口)	2月10日	7月10日	9月7日	11月30日
口座振替納付日	9月28日	11月14日	2月14日	3月31日
納付書で納付の際の納付期限	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

第1期の口座振替申込みは終了しています。

口座振替の申込みをした場合、金融機関窓口で年度更新申告書の提出ができません。

口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後最初の金融機関営業日が納付日となります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。